

二十六 第68条の34（優良賃貸住宅等の割増償却等）関係

改 正 後	改 正 前
(中心市街地優良賃貸住宅及び高齢者向け優良賃貸住宅の範囲)	(特定優良賃貸住宅及び高齢者向け優良賃貸住宅の範囲)
68の34-1 措置法第68条の34の規定の適用を受けることができる同条第1項に規定する <u>中心市街地優良賃貸住宅</u> （以下「 <u>中心市街地優良賃貸住宅</u> 」という。）	68の34-1 措置法第68条の34の規定の適用を受けることができる同条第1項に規定する <u>特定優良賃貸住宅</u> （以下「 <u>特定優良賃貸住宅</u> 」という。）
(中心市街地優良賃貸住宅等の範囲)	(特定優良賃貸住宅等の範囲)
68の34-3 <u>中心市街地優良賃貸住宅</u>	68の34-3 <u>特定優良賃貸住宅</u>
(中心市街地優良賃貸住宅等の各独立部分の数が10以上であるかどうかの判定の時期等)	(特定優良賃貸住宅等の各独立部分の数が10以上であるかどうかの判定の時期等)
68の34-8 <u>中心市街地優良賃貸住宅</u> (注)	68の34-8 <u>特定優良賃貸住宅</u> (注)
(特定再開発建築物等に <u>中心市街地優良賃貸住宅</u> 又は <u>高齢者向け優良賃貸住宅</u> が含まれる場合)	(特定再開発建築物等に <u>特定優良賃貸住宅</u> 又は <u>高齢者向け優良賃貸住宅</u> が含まれる場合)
68の34-12 <u>中心市街地優良賃貸住宅</u> <u>中心市街地優良賃貸住宅</u> 部分.....	68の34-12 <u>特定優良賃貸住宅</u> <u>特定優良賃貸住宅</u> 部分.....
(資本的支出)	(資本的支出)
68の34-13 <u>中心市街地優良賃貸住宅</u> <u>中心市街地優良賃貸住宅</u>	68の34-13 <u>特定優良賃貸住宅</u> <u>特定優良賃貸住宅</u>

二十七 第 68 条の 35 (特定再開発建築物等の割増償却) 関係

改 正 後	改 正 前
<p>(昇降機が設置されている建築物の範囲)</p> <p>68の35-4 措置法第68条の35第3項に係る措置法令第29条の5第6項第2号に規定する昇降機が設置されている特別特定建築物は、(1)及び(2)の階に停止するかごを備えたエレベーターを、(1)の階ごとに一以上設置している建築物に限られることに留意する。</p> <p>(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、<u>障害者等</u>が利用する居室、車いす使用者用便房、車いす使用者用駐車施設、<u>車いす使用者用客室</u>又は<u>車いす使用者用浴室等</u>がある階</p> <p>(2)</p> <p>(従1)</p> <p>.....<u>障害者等</u>.....<u>高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律</u>第17条第3項の認定を受けた計画（同法第18条第1項の規定による変更の認定があったときはその変更後のもの）.....当該建物に係る<u>エレベーター</u>.....</p> <p>2</p> <p>.....それぞれ次の<u>エレベーター</u>ごとに.....</p> <p>(1) 本文の一以上設置すべきこととされる<u>エレベーター</u> イ 不特定かつ多数の者が利用する<u>エレベーター</u> 高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令（以下「基準省令」という。）第7条第5項及び第6項に規定する事項</p>	<p>(昇降機が設置されている建築物の範囲)</p> <p>68の35-4 措置法第68条の35第3項に係る措置法令第29条の5第6項第2号に規定する昇降機が設置されている特別特定建築物は、(1)及び(2)の階に停止するかごを備えた昇降機を、(1)の階ごとに一以上設置している建築物に限られることに留意する。</p> <p>(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、<u>身体障害者等</u>が利用する居室、車いす使用者用便房、車いす使用者用駐車施設、<u>車いす使用者用浴室等</u>又は<u>車いす使用者用客室</u>がある階</p> <p>(2)</p> <p>(従1)</p> <p>.....<u>身体障害者等</u>.....<u>高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律</u>第8条に規定する計画.....当該建物に係る<u>昇降機</u>.....</p> <p>2</p> <p>.....それぞれ次の<u>昇降機</u>ごとに.....</p> <p>(1) 本文の一以上設置すべきこととされる<u>昇降機</u> イ 不特定かつ多数の者が利用する<u>昇降機</u> 高齢者、<u>身体障害者等</u>が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律施行規則第12条第5項及び第6項に規定する事項</p>

改	正	後	改	正	前
<p>□ 主として高齢者、<u>障害者等</u>が利用する<u>エレベーター</u> 基準省令第18条により読み替えて適用される基準省令第7条第3項に規定する事項及び同条第6項（視覚障害者が利用する<u>エレベーター</u>に限る。）に規定する事項</p> <p>(2) (1)の<u>エレベーター</u>以外の<u>エレベーター</u></p> <p>イ 不特定かつ多数の者が利用する<u>エレベーター</u> 基準省令第18条により読み替えて適用される基準省令第7条第2項に規定する事項及び同条第4項に規定する事項</p> <p>□ 主として高齢者、<u>障害者等</u>が利用する<u>エレベーター</u> 基準省令第18条により読み替えて適用される基準省令第7条第2項に規定する事項</p>			<p>□ 主として高齢者、<u>身体障害者等</u>が利用する<u>昇降機</u> 同規則第21条により読み替えて適用される<u>同規則第12条第3項</u>に規定する事項及び<u>同規則第12条第6項</u>（視覚障害者が利用する<u>昇降機</u>に限る。）に規定する事項</p> <p>(2) (1)の<u>昇降機</u>以外の<u>昇降機</u></p> <p>イ 不特定かつ多数の者が利用する<u>昇降機</u> 同規則第21条により読み替えて適用される<u>同規則第12条第2項</u>に規定する事項及び<u>同規則第12条第4項</u>に規定する事項</p> <p>□ 主として高齢者、<u>身体障害者等</u>が利用する<u>昇降機</u> 同規則第21条により読み替えて適用される<u>同規則第12条第2項</u>に規定する事項</p>		

二十八 第68条の41（準備金方式による特別償却）関係

改	正	後	改	正	前
<p>(初年度特別償却に代える特別償却準備金の積立て)</p> <p>68の41-2特別償却準備金として積み立てた金額（当該連結事業年度の決算確定の日までに剩余金の処分により積立金として積み立てる方法により特別償却準備金として積み立てた金額を含む。）.....</p>			<p>(初年度特別償却に代える特別償却準備金の積立て)</p> <p>68の41-2特別償却準備金として積み立てた金額.....</p>		
<p>(適格合併等により引継ぎを受けた特別償却準備金の均分取崩し)</p> <p>68の41-3被合併法人等（被合併法人、分割法人、現物出資法人又は事後設立法人をいう。以下同じ。）において当該特別償却準備金が積み立てられた連結事業年度.....当該被合併法人等において積み立てられた連結事業</p>			<p>(適格合併等により引継ぎを受けた特別償却準備金の均分取崩し)</p> <p>68の41-3被合併法人等（被合併法人、分割法人、現物出資法人又は事後設立法人をいう。以下同じ。）が当該特別償却準備金の積立てをした連結事業年度.....当該被合併法人等が積立てをした連結事業年度において当該</p>		

年度に当該合併法人等が.....
.....

合併法人等が.....
.....

二十九 第 68 条の 43～第 68 条の 58 の 2 《共通事項》関係

改	正	後	改	正	前
<u>第 68 条の 43～第 68 条の 58 の 2 《共通事項》関係</u>			<u>第 68 条の 43～第 68 条の 58 《共通事項》関係</u>		
(海外投資等損失準備金等の差額積立て等の特例)			(海外投資等損失準備金等の差額積立て等の特例)		
<u>68 の 43～68 の 58 の 2 (共)－1</u>			<u>68 の 43～68 の 58 (共)－1</u>		
(合併等に伴う準備金の表示替え)			(合併等に伴う準備金の表示替え)		
<u>68 の 43～68 の 58 の 2 (共)－2</u>			<u>68 の 43～68 の 58 (共)－2</u>		
..... <u>剰余金の処分</u> <u>剰余金の処分</u> <u>利益又は剰余金の処分</u> <u>利益又は剰余金の処分</u>		
(注)			(注)		

三十 第 68 条の 43 《海外投資等損失準備金》関係

改	正	後	改	正	前
(海外投資等損失準備金の積立ての対象となる新增資資源株式等の取得の意義)			(海外投資等損失準備金の積立ての対象となる新增資資源株式等の取得の意義)		
<u>68 の 43－1</u>			<u>68 の 43－1</u>		
..... <u>資本準備金の額の減少に伴う資本金の額若しくは出資金の額の增加による取得</u> <u>利益準備金の額の減少に伴う資本金の額若しくは出資金の額の増加による取得</u> <u>連結基本通達 2－1－36(注)1</u> <u>資本準備金の資本組入れによる取得</u> <u>利益準備金の資本組入れによる取得</u> <u>連結基本通達 1－7－5</u>		
.....				

改 正 後	改 正 前
<p>(分割払込みをした場合の積立ての時期等)</p> <p>68 の 43-4 海外投資等損失準備金勘定の積立ては特定株式等を取得した連結事業年度に<u>係る準備金として積み立てられる</u>のであるが、……………それぞれその払込みをした連結事業年度に<u>係る準備金として</u>その払込みをした金額を基礎としてその積立てを行うものとする。</p>	<p>(分割払込みをした場合の積立ての時期等)</p> <p>68 の 43-4 海外投資等損失準備金勘定の積立ては特定株式等を取得した連結事業年度において行うのであるが、……………それぞれその払込みをした連結事業年度においてその払込みをした金額を基礎としてその積立てを行うものとする。</p>
<p>(適格合併等により引継ぎを受けた海外投資等損失準備金の均分取崩し)</p> <p>68 の 43-8</p> <p>……………被合併法人等（被合併法人、分割法人、現物出資法人又は事後設立法人をいう。以下 68 の 43-8において同じ。）において当該海外投資等損失準備金が積み立てられた連結事業年度……………当該被合併法人等において積み立てられた連結事業年度に当該合併法人等が自ら積立てをしたものとみなして取り扱うものとする。</p> <p>.....</p>	<p>(適格合併等により引継ぎを受けた海外投資等損失準備金の均分取崩し)</p> <p>68 の 43-8</p> <p>……………被合併法人等（被合併法人、分割法人、現物出資法人又は事後設立法人をいう。以下 68 の 43-8において同じ。）が当該海外投資等損失準備金の積立てをした連結事業年度……………当該被合併法人等が積立てをした連結事業年度において当該合併法人等が自ら積立てをしたものとみなして取り扱うものとする。</p> <p>.....</p>

三十一 第 68 条の 45 《特定災害防止準備金》関係

改 正 後	改 正 前
(廃止)	<p><u>(最終処分災害防止費用の見積額等に異動が生じた場合の調整)</u></p> <p>68 の 45-2 特定災害防止準備金のうち措置法第 55 条の 6 第 1 項の表の第 2 号に規定する廃棄物最終処分場に係るものと積み立てている連結法人において、当該準備金の各連結事業年度に係る積立限度額の計算の基礎となる措置法令第 39 条の 74 第 7 項第 1 号に掲げる「最終処分災害防止費用の見積額」又は同項第 2 号に掲げる「廃棄物の最終処分の予定数量」について異動が生じた場合には、その異動が生じた日を含む連結事業年度以後の各連結事業年度の積立限度</p>

	額は、その異動後の金額又は数量を基礎として計算するものとする。 その異動が生じた日を含む事業年度後の各連結事業年度における積立限度額の計算についても、同様とする。
(露天石炭等採掘災害防止費用の見積額等に異動が生じた場合の調整) <u>68の45-2</u>措置法第55条の6第1項の表の第2号 ...措置法令第39条の74第7項第1号	(露天石炭等採掘災害防止費用の見積額等に異動が生じた場合の調整) <u>68の45-3</u>措置法第55条の6第1項の表の第3号 ...措置法令第39条の74第11項第1号
(解散の日を含む連結事業年度の意義) <u>68の45-3</u>	(解散の日を含む連結事業年度の意義) <u>68の45-4</u>
(金属鉱業等鉱害防止準備金の取扱いの準用) <u>68の45-4</u>	(金属鉱業等鉱害防止準備金の取扱いの準用) <u>68の45-5</u>

三十二 旧第 68 条の 49 《ガス熱量変更準備金》関係

改 正	後	改 正	前
	(廃止)		<u>第 68 条の 49 《ガス熱量変更準備金》関係</u>
	(廃止)		<u>(熱量変更費用の見積額に異動が生じた場合の調整)</u>
		<u>68 の 49-1 ガス熱量変更準備金（連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てたガス熱量変更準備金を含む。）を積み立てている場合において、当該準備金の各連結事業年度に係る積立限度額の計算の基礎となる措置法令第 39 条の 77 第 1 項に規定する「熱量変更費用の見積額」につき異動が生じたときは、その異動が生じた日を含む連結事業年度以後の各連結事業年度の積立限度額は、その異動後の金額を基礎として計算するものとする。</u>	
			<u>その異動が生じた日を含む事業年度後の各連結事業年度における積立限度額の計算についても、同様とする。</u>
	(廃止)		<u>(ガス熱量変更準備金の計算方法)</u>
		<u>68 の 49-2 ガス熱量変更準備金は、措置法第 68 条の 49 第 1 項に規定する熱量変更計画（以下 68 の 49-2 及び 68 の 49-3 において「熱量変更計画」という。）ごとに計算するのであるから、一の熱量変更計画に係る準備金について積立不足となり、他の熱量変更計画に係る準備金について積立超過となる場合においても、その積立不足に係る金額と積立超過に係る金額とを通算することはできないことに留意する。</u>	
	(廃止)		<u>(熱量変更計画が 2 以上ある場合のガス熱量変更準備金の取崩しの計算)</u>
		<u>68 の 49-3 連結法人がガス熱量変更準備金（連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てたガス熱量変更準備金を含む。以下同じ。）への積立てを 2 以上の熱量変更計画について行っている場合には、当該準備金の金額は、そ</u>	

	<p><u>それぞれの熱量変更計画について設けられているのであるから、措置法第 68 条の 49 第 3 項、第 4 項又は第 5 項第 3 号の規定による益金算入額は各熱量変更計画ごとに計算することに留意する。</u></p>
(廃 止)	<p><u>(ガス熱量変更準備金の取崩しの計算の基礎となる熱量変更費用の額の意義)</u></p> <p><u>68 の 49-4 措置法第 68 条の 49 第 4 項第 1 号に規定する「各連結事業年度において支出された当該熱量変更計画に係る熱量変更費用の額」とは、熱量変更費用の額の支出の事実があったものをいうのであるから、当該各連結事業年度の損金の額に算入されたものであるかどうかを問わないことに留意する。</u></p>
(廃 止)	<p><u>(金属鉱業等鉱害防止準備金の取扱いの準用)</u></p> <p><u>68 の 49-5 ガス熱量変更準備金の積立額に係る積立限度超過額については、68 の 44-2 の取扱いに準じて取り扱うものとする。</u></p>

三十三 第 68 条の 58 の 2 (社会・地域貢献準備金) 関係

改 正 後	改 正 前
<u>第 68 条の 58 の 2 (社会・地域貢献準備金) 関係</u>	
<p><u>(適格合併等により引継ぎを受けた社会・地域貢献準備金の均分取崩し)</u></p> <p><u>68 の 58 の 2-1 適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格事後設立により引継ぎを受けた社会・地域貢献準備金（連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた社会・地域貢献準備金を含む。以下同じ。）の措置法第 68 条の 58 の 2 第 3 項の規定による均分取崩しについては、68 の 43-8 の取扱いに準じて取り扱うものとする。</u></p>	<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>

改	正	後	改	正	前
(金属鉱業等鉱害防止準備金の取扱いの準用)			(新設)		

68の58の2-2 社会・地域貢献準備金の積立額に係る積立限度超過額について
は、68の44-2の取扱いに準じて取り扱うものとする。

三十四 第68条の65(農用地等を取得した場合の課税の特例)関係

改	正	後	改	正	前
(農業用の機械及び装置)			(農業用の機械及び装置)		

68の65-2

別表第七の種類	左のうち機械及び装置に該当するもの
農産物処理加工用機具 (精米又は精麦機を除く。) 家畜飼養管理用機具 養蚕用機具	動力により作動するもの
.....

68の65-2

別表第七の種類	左のうち機械及び装置に該当するもの
農作物処理加工用機具 (精米又は精麦機を除く。) 家畜飼養管理用機具 養蚕用機具	動力により作動するもの
.....

-402-

三十五 第68条の66(交際費等の損金不算入)関係

改	正	後	改	正	前
(事業者に金銭等で支出する販売奨励金等の費用)			(事業者に金銭等で支出する販売奨励金等の費用)		

68の66(1)-7

⑬ 連結法人が特約店等の従業員等(役員及び従業員をいう。以下同じ。)を被保険者とするいわゆる掛捨ての生命保険又は損害保険(役員、部課長その

68の66(1)-7

⑬ 連結法人が特約店等の従業員(役員及び使用人をいう。以下68の66(1)-21までにおいて同じ。)を被保険者とするいわゆる掛け捨ての生命保険又は損

他特定の従業員等のみを被保険者とするものを除く。)の保険料を負担した場合のその負担した金額は、販売奨励金等に該当する。

(情報提供料等と交際費等との区分)

68 の 66(1)-8

-従業員等
- (1)
- (2)
- (3)
- (4)

(福利厚生費と交際費等との区分)

68 の 66(1)-10

- (1)
- (2) 従業員等 (従業員等であった者を含む。) 又はその親族等の慶弔、禍福に際し一定の基準に従って支給される金品に要する費用

(取引先に対する災害見舞金等)

68 の 66(1)-12

- (1)
- 2
-従業員等
- 3
-従業員等

害保険 (役員、部課長その他特定の従業員のみを被保険者とするものを除く。) の保険料を負担した場合のその負担した金額は、販売奨励金等に該当する。

(情報提供料等と交際費等との区分)

68 の 66(1)-8

-従業員
- (1)
- (2)
- (3)
- (4)

(福利厚生費と交際費等との区分)

68 の 66(1)-10

- (1)
- (2) 従業員 (従業員であった者を含む。) 又はその親族等の慶弔、禍福に際し一定の基準に従って支給される金品に要する費用

(取引先に対する災害見舞金等)

68 の 66(1)-12

- (1)
- 2
-従業員
- 3
-従業員

改	正	後	改	正	前
(給与等と交際費等との区分)			(給与等と交際費等との区分)		
68 の 66(1)−15 従業員等.....			68 の 66(1)−15 従業員.....		
(1)			(1)		
(2)従業員等.....			(2)従業員.....		
(3)			(3)		
(特約店等の従業員等を対象として支出する報奨金品)			(特約店等の従業員を対象として支出する報奨金品)		
68 の 66(1)−17			68 の 66(1)−17		
.....従業員等.....		従業員.....		
(交際費等に含まれる費用の例示)			(交際費等に含まれる費用の例示)		
68 の 66(1)−18 次のような費用は、原則として交際費等の金額に含まれるものとする。 <u>ただし、措置法第 68 条の 66 第 3 項第 2 号の規定の適用を受ける費用を除く。</u>			68 の 66(1)−18 次のような費用は、原則として交際費等の金額に含まれるものとする。		
(1)			(1)		
(2)			(2)		
(3)			(3)		
(4)			(4)		
(5)			(5)		
(6)			(6)		
(7)			(7)		
(8)			(8)		
(注)			(注)		
.....令第 14 条第 1 項第 8 号イ.....		令第 14 条第 1 項第 9 号イ.....		
(9)従業員等.....			(9)従業員.....		

(10)

(11)

(飲食その他これに類する行為の範囲)

68の66(1)-18の2 措置法第68条の66第3項第2号に規定する「飲食その他これに類する行為」（以下「飲食等」という。）には、得意先、仕入先等社外の者に対する接待、供応の際の飲食の他、例えば、得意先、仕入先等の業務の遂行や行事の開催に際して、得意先、仕入先等の従業員等によって飲食されることが想定される弁当等の差し入れが含まれることに留意する。

(註) 例えば中元・歳暮の贈答のように、単なる飲食物の詰め合わせ等を贈答する行為は、飲食等には含まれない。ただし、本文の飲食等に付随して支出した費用については、当該飲食等に要する費用に含めて差し支えない。

(旅行等に招待し、併せて会議を行った場合の会議費用)

68の66(1)-19 製造業者又は卸売業者が特約店その他の販売業者を旅行、観劇等に招待し、併せて新製品の説明、販売技術の研究等の会議を開催した場合において、その会議が会議としての実体を備えていると認められるときは、会議に通常要すると認められる費用の金額は、交際費等の金額に含めないことに取り扱う。

(註) 旅行、観劇等の行事に際しての飲食等は、当該行事の実施を主たる目的とする一連の行為の一つであることから、当該行事と不可分かつ一体的なものとして取り扱うことに留意する。ただし、当該一連の行為とは別に単独で行われていると認められる場合及び本文の取扱いを受ける会議に係るものと認められる場合は、この限りでない。

(10)

(11)

(新設)

(旅行等に招待し、併せて会議を行った場合の会議費用)

68の66(1)-19 製造業者又は卸売業者が特約店その他の販売業者を旅行、観劇等に招待し、併せて新製品の説明、販売技術の研究等の会議を開催した場合において、その会議が会議としての実体を備えていると認められるときは、会議に通常要すると認められる費用の金額は、交際費等の金額に含めないことに取り扱う。

改	正	後	改	正	前
(下請企業の従業員等のために支出する費用)			(下請企業の従業員のために支出する費用)		
68 の 66(1)-21			68 の 66(1)-21		
(1)従業員等			(1)従業員		
.....従業員等 従業員等		従業員 従業員		
(2)			(2)		
.....従業員等 従業員等		従業員 従業員		
(3)従業員等			(3)従業員		
(4)従業員等 従業員等			(4)従業員 従業員		
(カレンダー、手帳等に類する物品の範囲)			(カレンダー、手帳等に類する物品の範囲)		
68 の 66(1)-23 措置法令第 39 条の 94 第 2 項に規定する「政令で定める費用」措置法令第 37 条の 5 第 2 項第 1 号			68 の 66(1)-23 措置法令第 39 条の 94 に規定する「交際費等から除かれる費用」措置法令第 37 条の 5 第 1 号		
(会議に関連して通常要する費用の例示)			(会議に関連して通常要する費用の例示)		
68 の 66(1)-24 会議に際して社内又は通常会議を行う場所において通常供与される昼食の程度を超えない飲食物等の接待に要する費用は、原則として措置法令第 39 条の 94 第 2 項に規定する「政令で定める費用」に該当する措置法令第 37 条の 5 第 2 項第 2 号の「会議に関連して、茶菓、弁当その他これらに類する飲食物を供与するために通常要する費用」に該当するものとする。			68 の 66(1)-24 会議に際して社内又は通常会議を行う場所において通常供与される昼食の程度を超えない飲食物等の接待に要する費用は、原則として措置法令第 39 条の 94 に規定する「交際費等から除かれる費用」に該当する措置法令第 37 条の 5 第 2 号の「会議に関連して、茶菓、弁当その他これらに類する飲食物を供与するために通常要する費用」に該当するものとする。		
① 会議には、来客との商談、打合せ等が含まれる。			① 会議には、来客との商談、打合せ等が含まれる。		
2 本文の取扱いは、その 1 人当たりの費用の金額が措置法令第 39 条の 94 第 1 項に定める金額を超える場合であっても、適用があることに留意する。					
(交際費等の支出の方法)			(交際費等の支出の方法)		
68 の 66(1)-26			68 の 66(1)-26		

- (1)
- (2)
- (3)

④ 措置法令第 39 条の 94 第 1 項に規定する「飲食その他これに類する行為のために要する費用として支出する金額」とは、その飲食等のために要する費用の総額をいう。したがって、措置法第 68 条の 66 第 3 項第 2 号の規定の適用に当たって、例えば、本文の(1)又は(2)の場合におけるこれらの法人の分担又は負担した金額については、その飲食等のために要する費用の総額を当該飲食等に参加した者の数で除して計算した金額が 5,000 円以下であるときに、同号の規定の適用があることに留意する。ただし、分担又は負担した法人側に当該費用の総額の通知がなく、かつ、当該飲食等に要する 1 人当たりの費用の金額がおおむね 5,000 円程度に止まると想定される場合には、当該分担又は負担した金額をもって判定して差し支えない。

(交際費等の損金不算入額を計算する場合の連結親法人の資本金の額又は出資金の額等)

- 68 の 66(2)-1 資本金の額又は出資金の額
..... 資本金の額又は出資金の額

(連結親法人の税金引当金の区分)

- 68 の 66(2)-4 利益又は剰余金の処分

- (1)
- (2)
- (3)

(交際費等の損金不算入額を計算する場合の連結親法人の資本又は出資の金額等)

- 68 の 66(2)-1 資本又は出資の金額
..... 資本又は出資の金額

(連結親法人の税金引当金の区分)

- 68 の 66(2)-4 利益処分